

○新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金交付要綱

令和7年3月26日告示第50号

新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内中小企業が従業員への奨学金返済負担軽減制度を設け、手当又は賞与への加算等として、奨学金返済のための金銭を支給する場合において、当該町内中小企業に補助金を交付することにより、若年者の地元への就職促進及び中小企業の人材確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）、ソフトウェア業及び情報処理サービス業並びに旅館業については、次の表に定める基準を満たすものに限るものとする。

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、中小企業に含まない。

- (1) 国又は地方公共団体が出資している会社
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士法人、公認会計士法（昭和23年法律第103号）に基づく監査法人、税理士法（昭和26年法律第237号）に基づく税理士法人、行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく行政書士法人、司法書士法（昭和25年法律第197号）に基づく司法書士法人、弁理士法（平成12年法律第49号）に基づく特許業務法人、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に基づく社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士法人

- (3) 自らの会社より資本金の額又は出資の総額が大きい会社から一定の割合で出資を受けていることなどにより、特定の会社の支配下にあると町長が認める会社（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象企業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する個人又は法人であること。
(2) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度事業補助金（以下「協会補助金」という。）の交付決定を受けていること。
(3) 町税を滞納していないこと。

（補助対象とする従業員）

第4条 補助の対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）は、協会補助金の補助対象要件を全て満たし、かつ、町内に住所を有する者とする。

（補助対象期間）

第5条 個々の補助対象従業員について町が補助金の交付の対象とする期間は、当該補助対象企業に採用された日の属する月を1月目とし、その月から60月目となる月（補助対象従業員が以前勤務していた中小企業を退職した場合で当該中小企業がこの制度の対象となっているときは、その期間を通算する。）までとする。

2 補助対象期間の始期は、補助金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下「申請年度」という。）の4月1日とする。

3 補助対象期間の単位は、申請年度単位とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条の規定に該当する補助対象企業が、前条に規定する補助対象期間中に支給した当該補助対象企業の補助対象従業員に係る奨学金の額の総額に相当する経費とする。ただし、繰上返還により返還した奨学金の額は、当額経費から除くものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、1年につき、前条に規定する経費から協会補助金交付決定額を差し引いた額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、補助対象従業員1人につき年額3万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、協会補助金の交付決定を受けた後、新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象従業員の氏名・住所・補助金交付申請額に係る調書（様式第2号）
(2) 同意書（様式第3号）
(3) 町税の完納証明書
(4) 協会補助金の交付決定に係る通知書の写し

(5) 協会補助金の申請時の提出書類の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を申請する年度ごとに町長が定める期間内に交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことに決定したときは新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更)

第11条 交付決定者は、交付決定後に申請事項の変更を受けようとするときは、新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で町長が認めるものについては、この限りでない。

2 町長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を決定したときは、新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金変更決定通知書（様式第7号）により、その旨を当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第12条 交付決定者は、第1条に規定する金銭の支給が完了したときは、新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象従業員の氏名・住所・補助金実績額に係る調書（様式第9号）

(2) 振込先金融機関を確認する書類（金融機関、支店名、口座名義人（カナ）及び口座番号の全てを記載したものに限る。）

(3) 協会補助金の確定通知書の写し

(4) 協会補助金の実績報告時の提出書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 解散又は廃業をしたとき。
- (2) 交付決定者から辞退の申出があったとき。
- (3) 申請年度の3月31日以前に町外に移転し、又は転出したとき。
- (4) 第5条第1項に規定する期間中に、その従業員について、補助対象従業員でないことが判明したとき。
- (5) 町長の定める期間中に、第12条の規定による実績報告書又は前条の規定による請求書を町長に提出しなかったとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (7) この要綱の規定に違反したとき。
- (8) その他町長が補助金の交付を不適當であると認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金返還命令通知書（様式第11号）により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。